|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| 貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則  平成13年４月１日　　01-制度-00027  　　　　　沿革　　　　　（略）  平成22年６月29日　一部改正  第１条　～　第12条　（略）  （損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知）  第13条　被保険者は、約款第16条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれのある事情の発生（別表４に掲げる事情の発生をいう。）を通知するときは、別紙様式第11による貿易一般保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。  （損失発生の通知）  第14条　被保険者は、約款第17条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第12－１による貿易一般保険（船積前）損失発生通知書、別紙様式第12－２による貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書又は別紙様式第12－３による貿易一般保険（増加費用）損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失発生通知書の提出期限は、損失の発生から45日以内とする。  （危険発生の通知）  第15条　被保険者は、約款第17条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第12－２による貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「危険発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、危険発生通知書の提出期限は、危険の発生から45日以内とする。  （損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）  第16条　約款第18条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第13による貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。  （入金の通知）  第17条　被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき、当該金額の入金のあった日から１月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に別紙様式第14－１による貿易一般保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第14－２による貿易一般保険（船積後）入金通知書（以下「入金通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。  （保険金受取人の指定等の通知）  第18条　保険金受取人は、１名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。  ２　被保険者は、約款第25条第２項の規定に基づき保険金受取人を指定、変更又は廃止する場合は、当該指定、変更又は廃止の日から１月以内（ただし、１月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第15による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等の内容を収録したOCRシート（2 1 0 0 ）又はＦ／Ｄ、当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険包括保険（企業総合）保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）若しくは企業総合保険契約台帳（変更があった場合は当該変更後のもの。以下「契約台帳」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。  （保険金請求期間に係る猶予期間設定の申請）  第19条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第16による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。  ２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。  （保険金の支払の請求）  第20条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類等を本店に提出するものとする。  一　～　三　（略）  ２ 　　（略）  ３ 　 （略）  （債権一覧表に係る決済等の通知）  第21条　被保険者は、前条第１項第２号に規定する債権一覧表を提出した場合であって、保険金請求後当該一覧表に記載された債権について回収した金額があるときは、別紙様式第20による債権一覧表に係る決済等通知書を回収した日から１月以内に本店に提出しなければならない。（約款第19条並びに約款第34条第７項、第８項及び第10項に規定する通知を行った場合を除く。）  第22条　～　第23条　（略）  （回収義務の終了認定）  第24条　被保険者は、約款第34条第１項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第23による貿易一般保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年４月１日　01―制度―00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。  ２　　　　（略）  （回収義務の履行状況の報告）  第25条　被保険者は、約款第34条第２項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第24による貿易一般保険回収義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第３項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに本店に提出するものとする。  ２　　　（略）  ３　前２項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。  （回収金の納付）  第26条　被保険者は、約款第34条第７項、第８項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第25－１による貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書、別紙様式第25－２による貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書又は任意の様式による貿易一般保険（増加費用）回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。  ２　　（略）  （回収に要した費用の請求）  第27条　約款第34条第６項の規定に基づき回収義務の履行のために要した費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第26による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。  （権利行使等の委任）  第28条　被保険者は、約款第34条第４項又は第35条第３項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合（次項に規定する場合を除く。）は、別紙様式第27－１による貿易一般保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。  ２　被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第27－２による貿易一般保険権利行使等委任状（サービサー回収用）に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店に提出するものとする。  （回収納付金の返還請求）  第29条　被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第28による貿易一般保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。  （手続の代行）  第30条　被保険者は、第６条、第８条から第10条までの規定に係る事務を代行させる場合は本店等に、第13条から前条までの規定に係る事務を代行させる場合は本店に、別紙様式第29による貿易一般保険包括保険（企業総合）事務手続代行承認申請書を事前に提出して承認を受けなければならない。  第31条　（略）  附　則  　この改正は、平成22年７月１日から実施する。 | 貿易一般保険包括保険（企業総合）手続細則  平成13年４月１日　　01-制度-00027  沿革　　　　　（略）  第１条　～　第12条　（略）  （損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知）  第13条　被保険者は、約款第16条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれのある事情の発生（別表４に掲げる事情の発生をいう。）を通知するときは、別紙様式第11による貿易一般保険事情発生通知書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。  （損失発生の通知）  第14条　被保険者は、約款第17条の規定に基づき損失の発生を通知するときは、別紙様式第12－１による貿易一般保険（船積前）損失発生通知書、別紙様式第12－２による貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書又は別紙様式第12－３による貿易一般保険（増加費用）損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失発生通知書の提出期限は、損失の発生から45日以内とする。  （危険発生の通知）  第15条　被保険者は、約款第17条の規定に基づき危険の発生を通知するときは、別紙様式第12－２による貿易一般保険（船積後）危険・損失発生通知書（以下「危険発生通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該危険の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、危険発生通知書の提出期限は、危険の発生から45日以内とする。  （損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）  第16条　約款第18条の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第13による貿易一般保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。  （入金の通知）  第17条　被保険者は、危険発生通知書又は損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき、当該金額の入金のあった日から１月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に別紙様式第14－１による貿易一般保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第14－２による貿易一般保険（船積後）入金通知書（以下「入金通知書」という。）を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。  （保険金受取人の指定等の通知）  第18条　保険金受取人は、１名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。  ２　被保険者は、約款第25条第２項の規定に基づき保険金受取人を指定、変更又は廃止する場合は、当該指定、変更又は廃止の日から１月以内（ただし、１月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第15による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等の内容を収録したOCRシート（2 1 0 0 ）又はＦ／Ｄ、当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険包括保険（企業総合）保険証券（変更承認証を含む。以下「保険証券」という。）若しくは企業総合保険契約台帳（変更があった場合は当該変更後のもの。以下「契約台帳」という。）の写しを添付し、本店等に提出するものとする。  （保険金請求期間に係る猶予期間設定の申請）  第19条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第16による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、提出するものとする。  ２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。  （保険金の支払の請求）  第20条　被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類等を本店等に提出するものとする。  一　～　三　（略）  ２ （略）  ３ 　　（略）  （債権一覧表に係る決済等の通知）  第21条　被保険者は、前条第１項第２号に規定する債権一覧表を提出した場合であって、保険金請求後当該一覧表に記載された債権について回収した金額があるときは、別紙様式第20による債権一覧表に係る決済等通知書を回収した日から１月以内に本店等に提出しなければならない。（約款第19条並びに約款第34条第７項、第８項及び第10項に規定する通知を行った場合を除く。）  第22条　～　第23条　（略）  （回収義務の終了認定）  第24条　被保険者は、約款第34条第１項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第23による貿易一般保険回収義務終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成13年４月１日　01―制度―00058。以下「共通運用規程」という。）に定める終了認定事由により債権を回収することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店等に提出するものとする。この場合において、輸出契約等の相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、同時に認定を受けようとするときは、一の申請書に詳細を記載した別紙を添付の上、提出することができる。  ２　　　　　（略）  （回収義務の履行状況の報告）  第25条　被保険者は、約款第34条第２項の規定に基づき回収義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第24による貿易一般保険回収義務履行状況報告書（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第３項に規定する回収義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、回収義務の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに本店等に提出するものとする。  ２　　　　（略）  ３　前２項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して共通運用規程に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったときは、履行状況報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。  （回収金の納付）  第26条　被保険者は、約款第34条第７項、第８項又は第10項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第25－１による貿易一般保険（船積前）回収金納付通知書、別紙様式第25－２による貿易一般保険（船積後）回収金納付通知書又は任意の様式による貿易一般保険（増加費用）回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。  ２　　　（略）  （回収に要した費用の請求）  第27条　約款第34条第６項の規定に基づき回収義務の履行のために要した費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第26による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。  （権利行使等の委任）  第28条　被保険者は、約款第34条第４項又は第35条第３項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合（次項に規定する場合を除く。）は、別紙様式第27－１による貿易一般保険権利行使等委任状に当該債権の内容を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。  ２　被保険者は、保険事故に係る債権について日本貿易保険が委任する回収業者による回収を希望する場合には、別紙様式第27－２による貿易一般保険権利行使等委任状（サービサー回収用）に当該債権の内容を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。  （回収納付金の返還請求）  第29条　被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第28による貿易一般保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店等に提出するものとする。  （手続の代行）  第30条　被保険者は、第６条、第８条から第10条まで及び第13条から前条までの規定に係る事務を代行させる場合は、別紙様式第29による貿易一般保険包括保険（企業総合）事務手続代行承認申請書を事前に本店等に提出して承認を受けなければならない。  第31条　（略） |  |